平成２３年（フ）第１２１６号
福岡県糟屋郡新宮町下府３丁目19番１―704号
債務者　永島ゆう子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３５号
福岡市早良区四箇田団地５番805号
債務者　永渓　順一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４８号
福岡市南区平和１丁目29番24―201号
債務者　森　　明子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５３号
福岡県春日市小倉東１丁目12番地ハイコーポ小倉405号
債務者　浪口　貴寛
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０２号
福岡県大野城市東大利１丁目２番12号
債務者　橋本　好美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０３号
福岡県大野城市東大利１丁目２番12号
債務者　橋本　美鈴
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０８号
福岡市西区石丸１丁目18番14号
債務者　岩永　理子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１８号
福岡市東区松田３丁目13番８―206号
債務者　布江　廣己
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１９号
福岡市東区松田３丁目13番８―206号
債務者　布江　　惠
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３７号
福岡市西区小戸１丁目35番８―302号
債務者　結城　和也
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５号
大分県日田市大字夜明1667番地
債務者　篠原　正八
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目15番６―306号
債務者　木佐貫義美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市上荒田町15番５号　Ｋパサール１Ｆ
債務者　沼　　良樹
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市吉野町11054番地７
債務者　甲斐　尚江
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿児島市小山田町7331番地２
債務者　比良　義人
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市東千石町14番10号天文館三井生命南国テレホンビル８階鹿児島シティ法律事務所内
債務者　田原千惠美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目20番24号　福崎ビル303号
債務者　浦　　政良
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市川上町549番地54
債務者　畠中　忠博
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係